

愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議開催要綱

(開催)

第1条 がん、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町、医療保険者及び検診実施機関に対し検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から適切な指導を行うとともに、生活習慣病対策の推進を図るため、愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 会議は、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号。以下「がん登録推進法」という。)第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に報告する。

- (1) 生活習慣病検診の精度管理に関すること。
- (2) 生活習慣病検診情報の分析及び評価に関すること。
- (3) 生活習慣病登録の評価と精度管理に関すること。
- (4) その他生活習慣病対策の推進に必要な事項。

(組織)

第3条 会議は、構成員40人以内で組織する。

2 構成員は、生活習慣病に関する専門知識を有する者及び県職員のうちから会長が選任する。

(会長)

第4条 会議に会長1人を置く。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集し、議長となる。

(部会)

第6条 会議に、会議の任務に係る事項を専門的に検討させるため、消化器がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、前立腺がん部会、肝がん部会、がん登録部会及び循環器疾患等部会を置く。

2 肝がん部会は、第2条に定めるもののほか、特に肝炎対策における必要な検討等を行うものとする。

3 がん登録部会は、第2条に定めるもののほか、がん登録推進法の規定による審議を行うものとする。

- 4 部会員は、構成員のうちから会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

(関係者の出席)

第8条 会長及び部会長は、必要と認めるときは、会議又は部会に構成員及び部会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(専門構成員)

第9条 がん登録部会に専門構成員1人を置く。

2 専門構成員は、個人情報の保護に関する学識経験のある者のうちから、会長が選任する。

3 第4条の規定は、専門構成員に準用する。

(がん登録推進法の規定による審議)

第10条 会議は、がん登録推進法の規定による審議を行う場合においては、がん登録部会の議決をもって、会議の議決とみなすものとする。

(庶務)

第11条 会議の庶務は保健福祉部健康衛生局健康増進課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年7月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和63年3月31日において、改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の第3条第2項の規定により委員に委嘱又は任命されている者の任期は、旧要綱第4条第1項の規定にかかわらず、同日付けで満了したものとする。

附 則

この要綱は、平成元年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年度中に要綱第3条2項の規定により委員に委嘱又は任命された者の任期は、要綱第4条1項の規定にかかわらず、平成14年6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 23 日から施行する。